議案第7号

高根沢町下水道条例の一部改正について

高根沢町下水道条例(平成5年高根沢町条例第9号)の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町下水道条例の一部改正の概要について

1 改正理由

下水道審議会の答申を踏まえ、汚水処理費の全額を公共下水道使用料で賄えるよう、公共下水道使用料の改定をしようとするものです。

2 改正内容

令和5年4月使用分からの公共下水道使用料について、基本料金及び各水量区分の超過料金を25%引き上げる改定を行うものです。

(第16条第2項)

令和5年4月請求分から新料金となりますが、施行日前から継続して公共 下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の 額が確定するものについては、旧料金を適用するものです。

(附則 経過措置)

・偶数月請求の方(仁井田処理区)

令和5年4月請求分(2月~3月使用分) 旧料金を適用 令和5年6月請求分(4月~5月使用分) 新料金を適用

・奇数月請求の方(宝積寺処理区)

令和5年5月請求分(3月~4月使用分) 旧料金を適用 令和5年7月請求分(5月~6月使用分) 新料金を適用

- ・令和5年4月1日以降に使用開始の方 新料金を適用
- 3 施行日

令和5 (2023) 年4月1日

答申書

高根沢町公共下水道使用料の適正化について

高根沢町下水道審議会

1. はじめに

高根沢町公共下水道事業の汚水処理は、仁井田、宝積寺地区をそれぞれ仁井田処理区、 宝積寺処理区と称し、平成2年1月に都市計画決定を行い、同年2月に事業認可を受け 事業に着手した。その後、数次の事業計画の変更を経て、現在の仁井田処理区約57ha、 宝積寺処理区約414haを事業計画区域として整備を進めている。汚水の整備区域に関し て、仁井田処理区は事業計画区域全域の約57haの整備が、宝積寺処理区は令和3年度 末で約353haの整備が完了している。また、雨水整備事業については、宝積寺駅西第一 土地区画整理事業に伴う市街化による雨水流出量の増加に対応するために、約24haを 事業計画区域として整備を進めている。

今後の高根沢町公共下水道事業では、管渠整備に伴い令和 12 年度まで処理区域内人口が増加し、使用料収入は増加する。しかし、管渠整備の費用や過去に整備した下水道施設の老朽化に伴う修繕や更新の費用、薬品費や動力費などの汚水の処理にかかる費用が、使用料収入の増加を上回るペースで増えていくため、経営環境の厳しさは増していくと想定される。

しかしながら、高根沢町の下水道使用料は、平成5年度の公共下水道供用開始以降、 一度も改定をされておらず、県内他自治体に比べても使用料単価は低い。また、現在の 下水道使用料体系では、本来、下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄いきれず、不足 分は一般会計からの基準外繰入金によって補っている状況である。

こうした状況を受け、令和3年9月に策定した「高根沢町地域経営計画 2016 後期計画」においては、下水道事業の経営健全化を図るため、令和7年度までに下水道使用料の見直しを行うことが示されており、下水道使用料の適正化は喫緊の課題となっている。

当審議会は、高根沢町長より諮問を受けた「公共下水道使用料の適正化」について、 公共下水道事業の経営健全化や、安定的かつ持続的な下水道サービスを提供する観点か ら審議、検討を重ねた結果、次のような結論を得たので、答申するものである。

2. 公共下水道使用料の適正化について

下水道事業は「独立採算制の原則」により、下水道使用料を主な財源として運営されるべきであるが、高根沢町公共下水道事業は、汚水を処理するために必要な経費の一部を一般会計からの基準外繰入金として赤字補てんして運営しており、「独立採算制の原則」を守れていない。また、管渠整備の推進により使用料収入は増加するものの、建物や管渠など下水道施設の修繕・更新費や汚水処理費の増加により、支出はさらに増加していくことから、「健全な運営の確保」が困難になると想定される。

現在、新型コロナウイルス感染症や物価上昇によって町民生活や企業活動に影響が生じている状況ではあるが、これらの課題を速やかに改善するため、下水道使用料の改定が必要であると判断した。

3. 公共下水道使用料の改定について

(1) 使用料算定期間

下水道使用料の算定のために使用料対象経費を積算する期間について、下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うこととなる。そこで、高根沢町の下水道使用料適正化検討においては、令和5年度から令和14年度までの事業収支を確認しつつ、適正な使用料を設定するため、令和5年度から令和9年度までの5か年を使用料算定期間とする。

(2) 使用料の改定方針

下水道事業の「独立採算制の原則」や、「健全な運営の確保」を図る観点から、今回 改定する使用料水準については、汚水処理費の全額を使用料収入で賄うこと(経費回収 率 100%)を目標とする。

(3) 二部使用料制や水量区分、累進制の改定方針

高根沢町の下水道使用料体系は、使用水量にかかわらず負担する「基本料金」と、使用水量に応じて負担する「超過料金」を組み合わせた二部使用料制である。超過料金の水量区分は5段階であり、下水を排出する量が多くなるほど1立方メートル当たりの使用料が高くなる累進制を採用している。

高根沢町における下水道使用料収入の水量別分布や、負担の公平性の観点、全国・県内自治体の設定状況などから、二部使用料制や水量区分、累進制については、現状から変更しないこととする。

(4) 改定後の公共下水道使用料

使用料算定期間における経費回収率 100%を目標とするため、下水道使用料単価を令和 2 年度の 120.28 (円/㎡・税抜) から 150 (円/㎡・税抜) に引き上げる必要があり、改定率は 25%となる。

なお、改定後の下水道使用料(案)は、別表に記載する。

(5) 使用料の改定時期

住民への周知期間及び使用料改定の準備期間を考慮し、使用料の改定時期は令和5年 4月とする。

4. 付帯意見

(1) 公共下水道使用料の適正化について

下水道使用料の改定にあたっては、使用者の理解が不可欠であり、使用料改定の必要性や内容、経営健全化の取り組みを十分に周知すること。

(2) 水洗化率の向上について

現在の水洗化率は約85%であるが、下水道使用料収入を確保するため、水洗化率をさらに向上させるための施策を実施すること。

(3) 公共下水道事業の経営状況の検証について

公共下水道事業の経営状況について毎年検証を行うこと。また、今回の使用料算定期間の最終年である令和9年度を目途に、改定後の使用料単価が適切であるか検討すること。

5. おわりに

下水道は、都市生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、将来的に継続して、安定的に事業を実施していく必要がある。そのため、事業の主要な財源である公共 下水道使用料の適正化について審議を重ね、改定を行うべきとの答申となった。

高根沢町公共下水道事業におかれては、今後とも経営努力を続け、使用者である住民の理解と協力を得ながら、事業を推進していくことを期待する。

別表

下水道使用料改定(案)

(税抜)

料率	基本料金(1か月につき)		超過料金			
用途	汚水量	金額	汚水量	金額 1 m³につき		
一般用	10 m³まで	1,250 円	10 ㎡を超え 20 ㎡まで	138 円		
			20 m を超え 30 m まで	150 円		
			30 ㎡を超え 50 ㎡まで	163 円		
			50 ㎡を超え 100 ㎡まで	175 円		
			100 ㎡を超えるもの	188 円		
臨時用	1 m³につき			188 円		

付属資料

- 1 諮問書(写)
- 2 高根沢町下水道審議会 委員名簿
- 3 高根沢町下水道審議会 開催状況
- 4 公共下水道使用料改定による新旧料金体系(案)



付属資料 1

高上下水第 167 号 令和 4 (2022) 年 3 月 24 日

高根沢町下水道審議会 会長 様

高根沢町長 加 藤 公



諮問書

高根沢町下水道審議会条例(平成4年高根沢町条例第2号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 諮問事項

(1) 公共下水道使用料の適正化に関すること。

2 諮問理由

下水道事業は、下水道法において、「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする」と定められ、また、地方財政法では、公営企業に位置づけられ、独立採算制の原則により、下水道使用料を主な財源として運営されています。この使用料については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められています。

しかしながら、現在の公共下水道使用料体系では、本来、下水道使用料で賄うべき 汚水処理費を賄いきれず、不足分は一般会計からの基準外繰入金によって補っており、 下水道使用料の適正化は喫緊の課題となっております。

こうした状況を受け、令和3年9月に策定した「高根沢町地域経営計画 2016 後期計画」においては、下水道事業の経営健全化を図るため、令和7年度までに下水道使用料の見直しを行うことを示しております。

つきましては、下水道事業の経営健全化を図り、安定的かつ持続的な下水道サービスを提供するために、公共下水道使用料の適正化について、貴審議会のご提言をいただきたく諮問を行うものであります。

高根沢町下水道審議会 委員名簿

NO.	委嘱区分	氏 名	備考		
1		鈴木 章	高根沢町商工会		
2	第3条第2項第1号該当 (学識経験を有する者)	森島 才子	関東信越税理士会 栃木県支部連合会 氏家支部		
3		阿部 剛士	栃木銀行宝積寺支店		
4	第3条第2項第2号該当	澤畑 宏之	高根沢町議会		
5	(町議会の議員)	小池 哲也	高根沢町議会		
6		牧 恒男	高根沢町自治会連合会		
7		岩崎 公熙	高根沢町自治会連合会		
8		水沼 喜代子	高根沢町民生児童委員協議会		
9	第3条第2項第3号該当 (受益者を代表する者)	仲澤 佳子	高根沢町女性団体連絡協議会		
10		野中 千秋	公募		
11		檜原 順一	公募		
12		飯泉 八重子	公募		

高根沢町下水道審議会 開催状況

時期	審議会	主な審議内容
令和4年3月24日	第1回審議会	・公共下水道事業の現状と課題・下水道使用料改定の必要性
令和4年5月27日	第2回審議会	・財政シミュレーション (現在・将来) ・下水道使用料の改定案 ・下水道使用料体系案
令和4年6月28日	第3回審議会	・答申書(案)

付属資料 4

公共下水道使用料改定による新旧料金体系(案)

(税抜)

		現行	改定案	改定額	改定率		
基本料金 (1か月につき)		1,000円	1,250円	250 円			
超過菜金(1㎡につや)	10 ㎡まで	基本料金に含む	基本料金に含む				
	10 ㎡を超え 20 ㎡まで	110円	138 円	28 円	25% ※1 円未満四捨五入		
	20 m³を超え 30 m³まで	120 円	150 円	30 円			
	30 m³を超え 50 m³まで	130 円	163 円	33 円			
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	140 円	175 円	35 円			
	100 ㎡を 超えるもの	150 円	188 円	38 円			
臨時用	1 ㎡につき	150 円	188 円	38 円			

高根沢町条例第 号

高根沢町下水道条例の一部を改正する条例

高根沢町下水道条例(平成5年高根沢町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前						
(使用料)				(使用料)						
第 16	第 16 条				第	第 16 条				
2					2	2				
料率	率基本料	斗金 (1	超過料金		*	斗率	基本料	金(1	超過料金	
用途	月に	つき)			用:	用途 月につき)				
	汚水	金額	汚水量	金額			汚水	金額	汚水量	金額
	量			1 m³に			量			1 m³に
				つき						つき
一 角	设10m ³	<u>1, 250</u>	10m³を超え20m³	138 円	-	般	$1~0~\mathrm{m}^{-3}$	<u>1,000</u>	10m³を超え20m³	110円
用	まで	<u>円</u>	まで		用		まで	<u>円</u>	まで	
			20m³を超え30m³	150 円					20m³を超え30m³	120 円
			まで						まで	
			30m³を超え50m³	163 円					30m³を超え50m³	130 円
			まで						まで	
			50m³を超え 100m	175 円					50m³を超え 100m	140 円
			³ まで						³ まで	
			100m³を超える	188 円					100m³を超える	150円
			もの						もの	
臨 時 1 m³につき			188 円	臨	時	1 m³ (3	つき		150円	
用					用					

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日以後 初めて使用料の額が確定するものについては、なお従前の例による。